○被害者等の一時避難に係る宿泊費用の支出に関する要領の制定について

平成25年12月13日例規（府民・生総・刑総・交総・備総）第85号

この度、別記のとおり被害者等の一時避難に係る宿泊費用の支出に関する要領を制定し、平成26年１月１日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

別　記

被害者等の一時避難に係る宿泊費用の支出に関する要領

１　目的

この要領は、殺人、放火、性犯罪その他の犯罪等の被害者及びその同居の親族（以下「被害者等」という。）が宿泊施設に一時避難するために要する費用（以下「宿泊費用」という。）の一部を大阪府警察において支出することにより、被害者等の精神的被害及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

２　支出の対象となる者

宿泊費用の公費による支出の対象となる者は、次のいずれにも該当すると警察署長（以下「署長」という。）が府民応接センター所長（以下「センター所長」という。）と協議して認める者とする。

(１)　次のいずれかに該当する被害者等

ア　自宅（大阪府内に限る。以下このア及びイにおいて同じ。）が犯罪等の現場となり、当該犯罪等に起因する自宅の破壊・汚損により、当該自宅で居住することが困難であると認められる者

イ　自宅が犯罪等の現場となり、当該自宅に引き続き居住することにより、精神的な二次的被害を受けるおそれがあると認められる者

ウ　大阪府内において犯罪等の被害を受けた者のうち、加害者又はその関係者から自宅において再び犯罪等の被害を受けるおそれがあるため、当該自宅で居住することが困難であると認められる者

(２)　自ら居住場所（公共施設及び親類・知人宅を含む。）を確保することが困難な被害者等

３　支出する宿泊費用等

(１)　公費により支出する宿泊費用は、宿泊施設の利用料金（消費税及びサービス料を含む。）の実費とし、原則として食費は含まないものとする。

(２)　宿泊期間は、署長がセンター所長と協議して必要と認める期間とし、原則として３泊以内とする。ただし、やむを得ない事情が認められる場合には、その期間を延長することができるものとする。

４　支出の要件

宿泊費用は、次のいずれかに該当する場合は、支出しないものとする。

(１)　被害者等が公費による支出を拒んだとき。

(２)　被害者等が虚偽の申告をしていることが判明したとき。

(３)　当該被害が犯罪被害でないことが判明したとき（前記(２)に該当する場合を除く。）。

(４)　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく一時保護等の他の制度による公的機関への避難が可能であるとき。

(５)　犯罪等の被害を受けた時において、被害者等が次のいずれかに該当するとき。ただし、当該被害の事情を勘案して宿泊費用を支出することが特に必要と認められる場合を除く。

ア　加害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

イ　加害者の直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ　加害者の三親等内の親族

エ　加害者の同居の親族

(６)　被害者等に犯罪等を誘発する行為があったと認められるとき。

(７)　被害者等が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。

(８)　その他宿泊費用を支出することが社会通念上適切でないと認められるとき。

５　支出の手続等

宿泊費用は、次に定めるところにより支出するものとする。

(１)　警察署の生活安全課長、刑事課長、交通課長及び警備課長（生活安全刑事課長及び地域交通課長を含む。以下「事件担当課長」という。）は、前記２の(１)及び(２)のいずれにも該当する者を認知したときは、直ちに署長に報告すること。

(２)　前記(１)により報告を受けた署長は、宿泊費用を支出する必要があると認めるときは、当該報告を行った事件担当課長に、当該報告に係る被害者等（被害者等が未成年の場合は、原則としてその保護者。後記(３)及び６の(１)において同じ。）に対して、この要領に基づく宿泊費用の公費による支出の制度（以下「宿泊費用支出制度」という。）について説明させるとともに、これを適用することへの同意の有無を確認させること。

(３)　事件担当課長は、前記(２)により被害者等の同意を得たときは、当該被害者等から同意書（別記様式第１号）を徴した上、センター所長が別途通知する利用可能宿泊施設表（宿泊費用支出制度を利用することが可能な宿泊施設の名称等を記載したものをいう。）により宿泊施設を選定すること。

(４)　事件担当課長は、前記(３)により宿泊施設を選定したときは、宿泊費用支出事件等報告書（別記様式第２号）により、警察署会計課長（会計課長の配置のない警察署にあっては、会計係長）に連絡した上、署長に報告すること。

(５)　事件担当課長は、前記(４)により報告を行った後、被害者等を宿泊施設に一時避難させるときは、当該被害者等に係る事件等を担当する捜査員又は被害者支援推進要綱（平成９年12月25日例規（務・総・生総・地総・刑総・交総・備総）第80号）第３の２の(２)に規定する性犯罪指定捜査員若しくは被害者支援班制度運用要領（平成13年５月25日例規（府民・刑総・交総・生総・地総・備総）第67号）第７の１の(４)に規定する支援要員を同行させること。この場合において、当該宿泊施設に対しては、宿泊費用については後日大阪府警察から当該宿泊施設が指定する金融機関の口座に振り込む旨を説明し、その了解を得ておくとともに、当該宿泊施設から請求書（別記様式第３号）を徴すること。

(６)　署長は、前記(５)により宿泊施設から徴した請求書に基づき、総務部会計課長に支出の依頼を行うとともに、その支出に係る宿泊費用支出事件等報告書及び請求書の写しをセンター所長に送付すること。

(７)　前記(６)により支出の依頼を受けた総務部会計課長は、宿泊施設が指定する口座への振込みの手続をとること。

６　運用上の留意事項

宿泊費用支出制度の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(１)　被害者等に対して、支出の対象となる宿泊費用及び手続について確実に説明し、後日、紛議が生じないよう配意すること。

(２)　被害者等の年齢及び健康状態により、宿泊に支障があると認めるときは、宿泊費用支出制度によらず、関係機関に引き継ぐ等、適切な措置を講ずること。

(３)　宿泊施設の選定は、慎重に行うとともに、必要に応じて、警戒に当たる捜査員の配置等について検討するほか、宿泊施設の管理者等に対して、保秘の徹底及び緊急時の通報について要請すること。この場合において、管轄区域外に所在する宿泊施設を選定したときは、当該宿泊施設の場所を管轄する署長と連携を図り、緊急時の措置等について相互の連携に万全を期すること。

７　経過措置

「被害者等の一時避難に係る宿泊費用の支出に関する要領の一部改正について」（令和５年３月24日例規（府民・生総・刑総・交総・備総）第27号。以下「一部改正例規」という。）による改正後の被害者等の一時避難に係る宿泊費用の支出に関する要領の規定は、一部改正例規の実施の日以後に発生した犯罪等の被害者等について適用する。

前　文（抄）（令和５年３月24日例規（府民・生総・刑総・交総・備総）第27号）

令和５年４月１日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。